

## 平成30年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

平成30年7月末現在

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
岐阜市	中心市街地新築住宅取得助成事業 (H30年4月現在、新規受付を停止中)	○				借入額の10%(上限額は、75市内転居の場合は40万円。世帯に市外からの転入者が含まれる場合は60万円。子育て世帯である場合は、当該金額に20万円を加算。)	・2人以上の世帯 ・まちなか(中心市街地)居住 ・住宅取得資金の融資(借入金額が100万円以上、かつ返済期間が10年以上)を受けていること	
大垣市	子育て世代等住宅取得支援事業	○				利子支払相当額 (上限10万円) ・当初3年間	・市内居住 ・中学生以下の子育て世帯 または配偶者がおり、いずれか一方が40歳以下の世帯 ・転入者及び転居者	○
	子育て世代近居支援事業				○	引越費用の3/5 (上限6万円)	・親が市内に住む中学生以下の子育て世帯 ・市外から転入	
	三世代同居推進事業				○	引越費用の4/5 (上限8万円)	・子と孫が市外から転入	
	子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業		○			リフォーム費用の10%(上限20万円)	・市内に居住用の中古の住宅または分譲マンションを取得 ・中学生以下の子育て世帯 または配偶者がおり、いずれか一方が40歳以下の世帯 ・転入者及び転居者	
高山市	まちなか定住促進事業	○	○			①市外から中活区域への移住者 対象経費の1/2 (上限150万円) ②市内から中活区域への移住者 対象経費の1/2 (上限100万円) ③中心市街地の住居に既居住があり、同居する場合 対象経費300万円以上で30万円	・まちなか(中心市街地)居住 (※申請窓口: ㈱まちづくり飛騨高山)	○
	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業		○	○		取得・改修: 取得費・改修費の1/2 (上限100万円) 賃貸: 家賃の1/3(上限月額1.5万円)※最大3年間	・飛騨地域以外からの転入者 ・一戸建ての空き家が対象	
	若者定住促進事業 (UIJターン就職向け家賃補助制度)			○		家賃の1/3(上限月額1.5万円)※最大3年間	・U・I・Jターン就職・就業 ・35才未満	
	子育て住環境整備 (多世代同居促進事業補助金)	○	○			住宅の新築・取得・改修に要する費用の1/2(上限100万円。近居は50万円)	・市内で新たに多世代同居または近居しようとする子育て世帯 ・世帯員のいずれかが、申請日の1年以上前から市内に住居登録があること ・世帯員全員が、申請日から引き続き3年以上同居等を継続する見込みであること	
多治見市	多治見市空き家再生補助事業		○			市街化区域内の空き家の取壊し(建直しが条件)、又はリフォーム費用の一部を補助。(補助上限額 子育て世帯75万円+(25万円×子の人数)、新婚世帯 75万円) ①空き家を「建直しのために取壊した」場合…取壊し費用の全額を補助 ②空き家を「リフォームした」場合…リフォーム費用の2分の1を補助	【対象物件】 ・市街化区域内の空き家であること ・空き家であった期間が1年以上、かつ、築10年以上が経過していること 【対象者】 ①補助申込日から遡って1年以内に市内に転入した、又は補助金交付申請までに転入する予定の子育て世帯(補助申込日において中学校卒業前のお子さんがいる世帯) ②補助申込日から遡って2年以内に婚姻、又は補助金交付申請までに婚姻する新婚世帯	
	多治見市農地及び空き家再生等補助事業		○			住居補助 市街化調整区域内の空き家の取壊し(建直しが条件)、又はリフォーム費用の一部を補助。(補助上限額 対象事業経費の1/2または全額、上限→75万円+子ども1人につき25万円) ①空き家を「建直しのために取壊した」場合…取壊し費用の全額を補助 ②空き家を「リフォームした」場合…リフォーム費用の2分の1を補助 ③農地補助 耕作可能な状態に再生させる費用及び対象農地を再生させることを目的とした農業機器類を購入する費用の1/2、上限75万円	対象物件 ・市街化調整区域内の空き家 ・市街化調整区域内の農地 対象者 ・子育て世代 ・新婚世帯 ・帰農世帯	
関市	SEKI ラ・ラ・ライフ応援金	○	○			・新築・建売住宅取得30万円 ・中古住宅取得20万円 ※過疎地域で取得した場合は20万円加算 ※市内業者で施工した新築・建売住宅を取得すると、関市特産品の購入券を支給。	・市外からの転入者 ・18歳未満の者を扶養する世帯 ・新築・建売・中古住宅を取得	○
	3世代同居世帯奨励金	○	○			・親または子の転入により3世代同居になった場合5万円 ・リフォーム工事費の2分の1以内(上限20万円)	・転入により3世代同居になった方 ・3年以上3世代同居などを継続する見込みである方 ・3世代同居などとなった前1年以内に市に住居登録がない方	
	農林業就業者住宅貸付 (11戸)				○	月額1.5~2万円	・農林業等への就業者	

# 各種施策【住宅】

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
中津川市	中津川市ふるさとお帰り支援事業	○	○			30万円 ※新築・増改築は市内に本店を置く事業者さんとの契約によるものは 10万円加算 ※中古住宅の購入については 10万円加算	・中津川市へ転入される50歳以下の方で市内で家を建築・購入またはご実家などを増改築される方 ・建築・購入または増改築にかかる費用が80万円以上	○
	中津川市若者新婚世帯生活支援事業(新婚さんいらっしやい事業)			○	○	上限 月額1万円(12か月) ※世帯所得の合計が300万円未満の世帯には引越費用を3万円	・婚姻後、1年未満の夫婦で、夫婦の合計年齢が80歳以下 ・市内の賃貸住宅に住んでおり、実際に支払う家賃の月額が4万円以上	
	中津川市若者定着促進事業(中津川で暮らそう家賃補助事業)			○		上限 単身世帯:月額1万円(12か月) 二人以上の世帯:月額2万円(12か月)	・市内で働いていること ・転入時に40歳以下であること ・市内の民間賃貸住宅に住んでおり、実際に支払う家賃の月額が4万円以上	
	空き家再生リフォーム事業		○			改修費用の1/2(上限40万円)	・市内にあり、危険空き家でない空き家 ・市内の空き家を賃貸住宅として提供する方 ・リフォーム工事が完了していること。 ・賃貸契約が成立していること。	
	新規就農者住居助成			○		月額2万円 ※定額助成(研修期間中)	新たに市内で就農する方で、認定新規就農者の要件を満たす方(原則18歳以上45歳未満の方)	
	若者定住促進住宅(35戸)				○		・配偶者または婚約者がいる方 ・年齢が35歳以下である方 ・単身用あり(市内の事業所へ勤務している方又は勤務する見込みの方)	
	UIターン者用住宅(6地域38戸)				○		・この住宅にある地域へ5年以内に定住を希望する方 ・世帯用 ・ご夫婦の年齢がともに40歳以下	
美濃市	美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助事業		○			改修費の1/2(上限200万円)	・伝統的な町並み保存 ・中学生以下の子育て世帯 ・市外からの転入	○
	新婚世帯家賃補助金交付制度			○		月額1万円 ・当初の2年間	(1) 婚姻の届け出から2年以内の夫婦である。 (2) 夫婦とも40歳未満である。 (3) 市内の民間賃貸住宅に居住している。 (4) 家賃月額が4万円以上。 (5) 市税を滞納していない	
瑞浪市	移住定住促進奨励金交付事業	○	○			市内で活用できる商品券(最大50万円)を5年間に分けて交付	・新築、中古住宅を取得した方 ・市外からの方には上乗せ有	○
	若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金交付事業			○		1万円/1月で換算し、4月1日を基準として居住実績に応じて対象月分を商品券として交付。(最大24万円)	・平成28年1月1日～平成30年3月31日の間で民間賃貸住宅を契約したもので、二人以上で世帯員全員が40歳未満の世帯で市外からの転入した世帯と新婚世帯(婚姻届の前後180日以内に賃貸契約を結んだ世帯)が対象。	
	三世代同居・近居世帯定住奨励金交付事業	○	○			対象経費の1/2(上限25万円)を商品券として交付。	・市内に居住する目的で三世代同居・近居(直線距離で2キロメートル以内の範囲)のために新・増改築等を行った者が対象。	
	瑞浪市建設券発行等業務					購入価格の10%(購入上限額100万円)	・市内の取扱店で使用することができ、新築、増改築だけでなく、外構、造園、省エネ工事など幅広く使うことができます。(H30.7.3完売により終了)	
	空き家等改修補助金交付事業		○			改修費の1/2(上限100万円)	・空き家・空き地バンク利用物件で市内の建設事業者を利用	
恵那市	定住促進奨励金	○				25万円	・市内で新築住宅を取得し、市外からの直接転入した者	○
	空き家改修補助金事業		○			改修費の1/2(上限100万円)	・空き家バンク登録物件を住居として活用するための改修する場合	
	子育て世帯等宅地購入応援事業	○	○			購入費の1/10を補助(最大50万円)	夫婦の合計満年齢が80歳以下または16歳未満の子供がいる。	
	新婚生活家賃応援事業			○		アパート代を月1万円助成。最大3年間	夫婦の合計満年齢が80歳以下。申請時に婚姻から3年以内	
	同居・近居応援事業	○	○			購入、改修費の1/10を補助(最大50万円)	H28.4.1～H33.3.31に建物登記を実施し、親と同居・近居開始	

## 各種施策【住宅】

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
美濃加茂市	住宅工事等補助事業制度		○			改修費の10%相当を補助(上限10万円)		○
土岐市	定住促進奨励金	○	○			新築:30万円 中古:30万円 ・中学生以下の子ども1人につき5万円加算	・市外からの転入者 ・50歳以下	○
	空き家リフォーム補助金		○			改修費の1/2(上限10万円)	・空き家バンク登録物件	
各務原市	DIY型空き家リノベーション事業		○	○		「空き家を手放す気はないけれど、活用したい」という所有者と、「住宅を購入する気はないけれど、DIYをして自分らしい暮らしをしたい」という借主のマッチングから契約までの流れを、「産官学金」が連携してサポートします。	・市の魅力とブランド力を高めるとともに、シティプロモーションの実践と空家等の積極的な利活用の推進に寄与すること	
可児市	住宅新築リフォーム助成事業	○	○			工事費の10%(上限10万円・千円未満切捨て) ・地域通貨(K-money)で交付	・市民および転入者が市内施工業者で行う工事	○
山県市	住宅等取得祝金事業	○	○			山県まちづくり振興券(1棟10万円)	・市外からの移住者 ・市内居住者の場合市内建設業者の施工	○
	ふるさと暮らし奨励金交付事業	○	○			新たに多世代同居・近居をするための費用に対してまちづくり振興券にて交付。新築、増築(上限20万円)、空家取得(上限50万円)、空家改修(上限100万円) 支給率1/5～1/10	・床面積50㎡以上。 ・100万円以上の費用 ・3年以上居住、自治会加入の意思があること	
	ぎふ山県市田舎暮らし空家活用支援事業補助金			○		限度額 50万円 補助率1/2以内、土地も該当	単身者除く。50㎡以上の空家かつ取得費及び改修費の合計額が50万円以上。3年以上居住の意思があること	
					○	限度額 月額 10,000円 補助率1/2以内 12カ月を限度	単身者除く。3年以上居住の意思があること	
			○			限度額 100万円 補助率 1/2以内	単身者除く。市内業者での施工かつ取得費及び改修費の合計額が50万円以上。3年以上居住の意思があること	
結婚新生活支援事業	○			○	限度額 24万円(住居費及び引越費用の一部を助成)	平成30年3月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻し、夫婦の所得を合計した金額が340万円未満で、夫婦共に34歳以下の世帯		
飛騨市	住宅新築・購入支援助成金	○	○			①住宅取得額1千万円未満 10万円 ②1千万円～2千万円 20万円 ③2千万円以上 30万円 ※その他加算措置有り	市内に定住する目的で住宅を取得する方	○
	住宅建設等促進助成金	○	○			固定資産税減免 ・当初3年間		
	住宅性能向上リフォーム補助金		○			改修費の20%(上限20万円) 300万円以上のローン返済を組んだ場合3万円を加算	市内居住個人住宅、市内業者による施工、30万円以上の工事、性能向上リフォームである事。	
	移住促進住宅改修事業		○			改修費の1/3(上限100万円)	市外からの転入者対象、市内業者等と契約する税込10万円以上の工事等	
	三世代同居世帯等支援事業		○			改修費の1/3以内(上限 すでに三世代同居の方30万円、新たに三世代同居となる方50万円)	市内業者等と契約する税込10万円以上の工事等	
	賃貸住宅家賃補助金			○		家賃の1/2以内(上限月額①転入者2万円・②新婚世帯1万円) ・当初3年間	①転入者…転入日より1年以内の申請 ②新婚世帯…婚姻1年以下、いずれもが公務員以外の世帯。	
	起業化促進補助金			○		起業経費の2/3以内(上限100万円) 第二起業経費の1/5以内(上限100万円) 店舗等家賃の1/3以内(住宅を兼ねる場合は1/5以内) (上限年度20万円、複数年度は計40万円) ・当初2年間		
本巣市	移住定住補助事業	○	○	○		新築:購入費の1/10(上限100万円、加算有り) 中古:購入費の1/10(上限50万円、加算有り) 賃貸:家賃の1/2(上限月額1.5万円、当初3年間、加算あり)	・北部地域(根尾小学校区又は外山小学校区)への転入	○
	移住定住促進補助事業	○	○			新築:購入費の1/10(上限70万円、加算有り) 中古:購入費の1/10(上限35万円、加算有り)	・南部地域(本巣小学校区、糸貫中学校区、真正中学校区)への転入	
	三世代同居・近居住宅支援補助金交付事業	○	○			新築、購入(中古を含む)、改修費用の1/10以内(上限50万円) 18歳未満がいる場合は、10万円/人を加算	・3年以上居住する意思がある者 ・改修は市内業者が行う100万円(税込)以上の工事	
	空き家改修補助金		○	○		売買物件:対象経費の1/2(上限35万円) 賃貸物件:対象経費の1/2(上限70万円)	・空き家バンク登録物件 ・賃貸は、住民となった日または対象物件に住民票を移した日から1年経過後、1年以内 ・売買は住民となった日または対象物件に住民票を移した日から1年以内	
	住宅リフォーム助成事業		○			工事費の1/10(上限10万円)	・市民で住宅の所有者であり、現に居住している者 ・税込20万円以上の工事交付決定後の着工 ・市内工事業者を利用	

# 各種施策【住宅】

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
郡上市	市産材住宅建設等支援奨励金制度	○	○			住宅新築・購入 10万円(加算制度あり。最大50万円) 店舗新築 40万円(市産材 80%以上) 増改築 2万円/m <sup>3</sup> (上限20万円) リフォーム 2千円/m <sup>2</sup> (上限20万円)		
	空き家等活用改修費補助金制度		○	○		改修費の1/3(上限30万円)	・空き家制度の登録物件等 ・市外からの転入者(転入して1年以内の者も含む)	
	三世帯同居支援住宅補助金	○	○			新築・購入 新築・購入費の1/2(最大50万円) 改修 改修費の1/2(最大30万円)	・同一敷地に3世帯が同居すること ・市外からの転入者(転入して1年以内の者も含む)	○
	空き家等活用地域振興補助金制度				○	改修費及び事業効果を促進するためのソフト事業に要する経費の10/10(一軒当たり上限300万円)	空き家等を活用することにより、まちづくり活動の活性化、移住人口の増加等の推進を図る団体(一定の要件あり)	
	郡上市就職促進家賃助成事業補助制度			○		家賃の1/2(上限月額2万円) ・支給開始から3年間	1.55歳以下 2.市内企業に就職し、転入から1年以内 3.月額30,000円以上の家賃	
下呂市	U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金			○		家賃の1/2(上限月額2万円) ・支給開始から2年間	・U・I・Jターン就職 ・55歳未満 ・転入後6ヶ月以内	○
	移住促進住宅購入費等助成事業補助金	○	○			住宅新築補助 ・費用の1/10(上限100万円) 中古住宅購入費補助 ・費用の1/5(上限50万円) 住宅改築補助 ・費用の1/2(上限30万円)	・U・I・Jターン ・50歳未満 ・転入後2年以内(H27.4.1以降に転入)	
海津市	定住奨励金交付事業	○	○			固定資産税(家屋120㎡までの床面積相当額) ・当初3年度分 ・地域商品券	・市外からの転入者 ・45歳以下	
	住まいる三世帯同居・近居世帯定住支援事業	○	○			対象費用の1/3(上限18万円) ・当初3年度分 ・地域商品券	新たに三世帯同居又は近居をする世帯で親世帯若しくは子世帯のいずれか一の世帯が所有する住宅の改築やリフォーム工事の実施や新築・増築・中古住宅を取得する者	
	結婚新生活支援事業	○	○	○	○	限度額 24万円(住居費及び引越費用の一部を助成)	平成30年3月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻し、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得を合算した金額が340万円未満の世帯	
岐南町	感震ブレイカー設置普及事業				○	設置費用の1/2(上限3万円) ただし新築の場合は1万円	・既存住宅もしくは新築時に感震ブレイカーを設置するもの	
養老町	子育て世帯等住宅取得支援事業補助金	○	○			・基本額 新築20万円、中古10万円 ・加算額 5万円(多子世帯、町内業者施工)	・中学生以下の子ども(妊娠22週以上の場合も含む)を養育する世帯	
垂井町	垂井町住宅リフォーム促進事業		○			別紙	・自己の居住する住宅について工事を行うこと ・三世帯同居には加算(10万円限度)	
関ヶ原町	民間分譲宅地開発支援奨励金制度				○	50万円/区画	・新たに一戸建て分譲用宅地を宅地開発する民間事業者への助成	
	空き家リフォーム補助金		○	○		住宅改修費の1/2(上限30万円)	・空き家バンク登録物件	
	空き家家財道具当処分補助金				○	費用の1/2、限度額10万円	・空き家バンク登録物件	
	親・子世帯同居近居住宅支援事業補助金	○	○			住宅取得補助金:費用の1/10、限度額30万円 リフォーム補助金:費用の1/2、限度額30万円	親世帯が町内に3年以上居住しており、子世帯が町内に転居し同居する場合など	○
	移住定住促進住宅支援事業補助金	○	○			費用の1/10、限度額30万円	・町外から移住してきた方又は町内の賃貸住宅等に居住している方で、新たに住宅を取得する場合	

## 各種施策【住宅】

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
神戸町	定住促進奨励事業	○	○			0.3万円/m <sup>2</sup> (上限45万円)		
	住宅改修助成金制度		○			対象となる工事費の20%(上限20万円) 町内の施工業者の場合は1割加算。	①耐震補強と併せて行う改修 ②バリアフリー、省エネ、環境対策と併せて行う改修 ③子育て世帯、三世帯同居 ④新たな多世帯同居 ⑤空き家に居住するため	
	三世帯同居支援奨励金制度	○	○			町外からの転入30万円 町内での転入20万円	親又は子及び孫が住民票異動を伴う転居を行い、新たに親と子と孫が同居を始める方。	
	移住定住者のための養老鉄道定期券購入助成事業	○	○			6ヶ月定期販売価格から5,000円を引いた額(上限:通勤定期57,000円、通学定期24,970円)	町外からの転入者で神戸町定住促進奨励金を受けた方のうち町内の養老鉄道の駅周辺に居住する方	
輪之内町	三世帯同居・近居助成事業	○	○			住宅取得補助金・リフォーム補助金ともに補助対象経費の1/10。上限30万円	親が3年以上町内居住 対象世帯は、1年以上町外に居住した後に町内へ転入した者または町内の集合住宅に居住している者で転入後3年を経過しない者。	
安八町	定住促進住宅取得助成金制度	○				基本助成金(町外からの移住者5万円、町内で新築取得3万円) 加算金(配偶者2万円、中学生以下の子ども1人につき2万円、親と同居3万円)	町内に新築住宅を取得した方	
揖斐川町	新築住宅建設等奨励金制度	○	○			基本額10万円 ・加算制度あり		
	新築住宅に対する固定資産税の減免制度	○				固定資産税の1/2(家屋120㎡までの床面積相当額) ・当初3年間		
	住宅改修等奨励金制度		○			改修費の5/100(基本上限5万円) ・加算制度あり	・建築後1年以上経過した住宅で、改修費50万円以上に限る	
	田舎暮らし住宅活用奨励金制度		○			改修費の1/2(上限10万円) ・加算制度あり 清掃費の1/2(上限5万円)	・空き家バンク制度登録物件 ・3年以上居住が条件	
	賃貸住宅家賃助成奨励金制度			○		(家賃-4万円)×1/2以内(上限月額1万円) ・加算制度あり ・12ヶ月間分	・町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することが条件	○
	民間分譲戸建住宅建設奨励金制度				○	30万円/棟(加算制度あり)	・分譲戸建住宅を新築した民間事業者への助成	
	民間分譲宅地開発支援奨励金制度				○	10万円/区画(加算制度あり)	・戸建用の宅地の分譲開発を行う民間事業者への助成	
	民間賃貸集合住宅建設奨励金制度				○	10万円/戸(加算制度あり)	・賃貸集合住宅を新築した民間事業者への助成	
大野町	新築住宅定住奨励事業	○				固定資産税相当額(上限10万円) ・当初5年間		
池田町	池田町空き家改修定住促進事業補助金	○	○			改修費の10/10(上限30万円。宮地地区(宮地小学校区)の空き家については上限45万円。)加算制度(子育て加算金:2万円/人)あり。 ・宮地地区(宮地小学校区)の新築については、加算制度のみ対象。	・町の調査等で把握している空き家物件であること ・子育て加算金は18歳まで	
北方町	定住奨励金交付事業	○				固定資産税相当額 ・当初5年間		○
富加町	定住促進奨励金事業	○				新築住宅建設奨励金 ・町内建築業者で建築及び購入した新築住宅:30万円 ・町内建築業者以外で建築及び購入した新築住宅:10万円 住宅取得奨励金 新築住宅に課せられた固定資産税相当額:当初3年間	・本町の自治会に加入し、交付決定の日から5年以上定住することを誓約できること ・平成28年4月1日以降に工事請負契約書又は売買契約を締結した新築住宅に適用	

## 各種施策【住宅】

	事業名	新築	中古	賃貸	その他	補助額(上限)	主な要件	空き家バンク
川辺町	定住促進助成金	○				基本額10万円(最大30万円) ・加算制度(同居近居10万円:町内事業所建築10万円)	・新築もしくは築後3年以内の建売等	
	空き家バンク登録物件改修事業補助金		○			・改修費及び家財処分費の1/2(上限100万円)	・空き家バンク制度登録物件 ・5年以上居住もしくは空き家バンクに登録が条件	
七宗町	移住定住奨励金	○	○	○		新築:町内事業者新築100万円、町外事業者新築50万円 ●中古:50歳以下50万円、51歳以上25万円 ●改修:改修費用の1/3(上限50万円) 賃賃:家賃の1/2(上限月額1.5万円)当初3年間 ○固定資産税減免1/2(当初3年間)	●(中古、改修の場合)町外からの転入者・空き家バンク登録物件 ○新築増築・中古住宅の取得(当初3年間)	○
八百津町	新築住宅建設等奨励金制度	○				20万円	町内で新築住宅を建築、購入された方	○
	空き家改修補助金		○			改修費用の1/2(上限100万円)	町外からの移住者で、空き家バンク登録物件を賃借、購入された方	
	新婚世帯家賃等補助金事業			○		①賃貸住宅の家賃月額一万円を24ヶ月を限度に補助します。②夫婦それぞれの引っ越し費用を補助します。(24万円限度)①②いずれかの補助。	(1) 婚姻の届け出から2年以内の夫婦である。 (2) 夫婦とも40歳未満である。 (3) 市内の民間賃貸住宅に居住している。 (4) 家賃月額が4万円を超えている。 (5) 町税を滞納していない	
白川町	住宅取得等支援事業	○	○	○		◎新築住宅 基本額40万円、県産材加算30万円、水道加入45万円、浄化槽設置加算10万円、子育て加算10万円/人 ◎中古住宅 ・購入費の1/2(上限50万円) 中学生以下の子ども1人につき10万円加算 ・改修費の1/2(上限50万円) ・家賃の1/2(上限月額1.5万円) 中学生以下の子ども1人につき月2千円加算	・町内在住者、1年以内の移住者 ・改修等は町内施工業者 ・子育ては加算は中学生まで ・実家改修も新婚、Uターンの場合に対象 ・中古住宅は空き家バンク登録が対象	○
東白川村	定住支援事業	○	○	○		新築:新築費(上限150万円) 中古:改修費(上限130万円) 賃賃:月額1万円 ・加算制度あり		○
	空き家対策事業		○	○		改修費の1/2(上限30万円) 別途制度あり		
白川村	空き家再生活用事業		○	○		中古:購入費の1/3(上限100万円)、改修費の1/2(上限300万円) 賃賃:家賃の1/3(上限月額1.5万円) ・当初3年間		